

大和市告示第196号

大和市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年10月27日

大和市長 大 木 哲

大和市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市臨時福祉給付金支給事業実施要綱（平成26年大和市告示第126号）の一部を次のように改正する。

別記第2項第3号中「第15条第2項」を「第15条第3項」に、「第7条第3項」を「第15条第3項」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。